

●香川県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成25年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の 種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成25年 10月1日	セントケアさかいで 谷町 坂出市谷町1丁目4 番5号	セントケア坂出 坂出市林田町879番 地5	セントケア四国株式会社 高松市中新町11番地1	訪問介護 介護予防訪 問介護